

## 「みたかスペースあい」運営協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 「みたかスペースあい」(三鷹市下連雀3-28-20 三鷹中央ビル内)などの活用・運用をとおして、商店街の活性化及びよりよいまちづくりの推進に寄与することを目的として、「みたかスペースあい」運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (設置期間)

第2条 協議会の設置期間は、設立総会の日より独立行政法人都市再生機構との契約満了日までとする。

### (幹事会の設置及び構成団体)

第3条 当該施設の適切な管理運営を行うため、「みたかスペースあい」運営協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。幹事会は、次に掲げる団体によって構成される。

- (1) 特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク
- (2) 協同組合三鷹中央通り商店会
- (3) 株式会社まちづくり三鷹
- (4) 特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構
- (5) 三鷹商工会
- (6) 三鷹市
- (7) 公益財団法人 三鷹国際交流協会

### (所掌事項)

第4条 幹事会構成団体は、次に掲げる事項について協働で実施するものとする。

- (1) 「みたかスペースあい」及び「みたかスペースあいプラス」の管理運営に関する事項について協議する。
- (2) 第3条に掲げる各団体は、それぞれの立場から協議会の円滑な運営のために協力する。
- (3) その他、必要な事項については、幹事会の合意をもって決定する。

### (会員)

第5条 会員は、次に掲げる団体または個人とする。

- (1) 会員は、幹事会団体と一般会員とする。
- (2) 一般会員は、第1条の目的に賛同し入会申込みをしたものに対し、幹事会が承認した団体及び個人とする。

### (役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名

(4) 監査 2名

- 2 第1項に定める役員は、幹事会の互選により選任する。
- 3 役員任期は、独立行政法人都市再生機構との契約満了日までとする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、協議会の会計を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 監査は、協議会の業務及び財産の状況を監査する。

(総会)

第8条 総会は、原則として年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 規則、事業等の決定、変更
  - (2) 事業計画及び収支予算
  - (3) 事業報告及び収支決算
  - (4) その他会の運営に関する重要事項

(入会)

第9条 入会を希望する団体または個人は、幹事会が指定する手続きに基づき、入会を申し込むものとする。

- 2 幹事会は、当該利用申込みに対し審査を行い、入会の可否を決定する。

(会費等)

第10条 会員は、協議会が定める会費等を所定の方法で支払うものとする。

- 2 会費は、幹事会団体月額3,000円、一般会員月額2,000円とする。
- 3 幹事会団体及び一般会員に、1ヵ月ごとに、幹事会団体は7回、一般会員は5回のスペース利用が可能となる付帯サービスを付ける。

(退会)

第11条 会員が退会する場合は、協議会事務局に所定の退会届を提出するものとし、会費等の未納のある場合はこれを直ちに完納するものとする。

- 2 前項の場合において、会員が退会予定月の末日までに退会届を提出することにより、退会予定月の末日をもって退会することとする。
- 3 退会時において、退会予定日より先の期間の会費等を支払済の場合は、相当の額を返金するものとする。

(資格の停止又は除名)

第12条 幹事会は、会員が次の各号に該当する場合は、理由の如何に関わらず会員の資格を一時停止し、又は当該会員を除名することができる。

(1) 会員が次に掲げるいずれかの行為を行った場合

ア 法律に反する行為又は反する恐れのある行為

イ 暴力団員が関係する一切の事業

ウ 政治活動及び宗教活動

エ 特定商取引法に違反する訪問販売及びそれに関連する恐れのある事業及び投資商材の販売

オ 不正なアクセス

カ 本規約に反する行為

(2) 公序良俗に反すると幹事会が判断した行為を行った場合

(3) 提出書類に虚偽があった場合

(4) 幹事会や他の会員、第三者に損害を与える恐れがあると幹事会が判断した場合

(5) 会費や使用料等の料金の支払いを行わない場合

(6) その他幹事会が不相当と認めた場合

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、初年度については、設立総会の日より翌年3月31日までとする。

(事務局の設置)

第15条 協議会の事務を処理するため、三鷹市内に事務局を設置する。

(委任)

第16条 この要綱の施行について定めのない事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。